

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第22号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「18,604人」を「18,660人」に、「10,264人」を「10,349人」に、「8,673人」を「8,552人」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「2,943人」を「3,023人」に、「41,228人」を「41,328人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第23号**

兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年兵庫県条例第57号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるため、兵庫県立特別支援学校を置く。

第2条中「兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校」を「兵庫県立特別支援学校」に改める。

第3条中「兵庫県立神戸聾学校、兵庫県立こばと聾学校及び兵庫県立姫路聾学校」を「兵庫県立神戸聴覚特別支援学校、兵庫県立こばと聴覚特別支援学校及び兵庫県立姫路聴覚特別支援学校」に改める。

第4条中「兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校」を「兵庫県立特別支援学校」に改める。

別表区分の欄を削り、同表名称の欄を次のように改める。

| 名 称          |
|--------------|
| 兵庫県立視覚特別支援学校 |

兵庫県立淡路視覚特別支援学校

兵庫県立神戸聴覚特別支援学校

兵庫県立こばと聴覚特別支援学校

兵庫県立姫路聴覚特別支援学校

兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校

兵庫県立淡路聴覚特別支援学校

兵庫県立のじぎく特別支援学校

兵庫県立神戸特別支援学校

兵庫県立阪神特別支援学校

兵庫県立こやの里特別支援学校

兵庫県立上野ヶ原特別支援学校

兵庫県立高等特別支援学校

兵庫県立水上特別支援学校

兵庫県立いなみ野特別支援学校

兵庫県立北はりま特別支援学校

兵庫県立姫路特別支援学校

兵庫県立播磨特別支援学校

兵庫県立西はりま特別支援学校

兵庫県立赤穂特別支援学校

兵庫県立出石特別支援学校

兵庫県立和田山特別支援学校

兵庫県立淡路特別支援学校

(兵庫県立障害児教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立障害児教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和53年兵庫県条例第47号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例

第1条中「心身に」を「教育上特別の支援を必要とする」に、「「障害児教育」を「特別支援教育」に、「兵庫県立障害児教育センター」を「兵庫県立特別支援教育センター」に改める。

第3条第2号及び第3号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改める。

(公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第11号を次のように改める。

(II) 特別支援学校業務手当

第3条の2第1項及び第3条の3第1項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第7条第1項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第2項第1号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第9条の3の見出しを「(特別支援学校業務手当)」に改め、同条第1項中「特殊学校業務手当」を「特別支援学校業務手当」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第2項中「特殊学校業務手当」を「特別支援学校業務手当」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第13条の3中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第20条第1号中「助教授」を「准教授」に改める。

第26条第1項及び第3項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第1備考中「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の右に「、助教」を加える。

別表第2備考1及び別表第3備考1中「養護教諭」の右に「、栄養教諭」を加える。

(貸付金の返還の免除に関する条例の一部改正)

第5条 貸付金の返還の免除に関する条例(昭和39年兵庫県条例第10号)の一部を次のように改正する。

本則第7号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第59号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表障害児就学指導審議会の項中「兵庫県立障害児教育センターの設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例」に改める。

~~~~~

兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県条例第24号

兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 古代文化に関する県民の教養を高めるとともに、遺跡及び考古資料の活用を通じた県民の交流の場を提供することにより、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、兵庫県立考古博物館（以下「博物館」という。）を置く。

(位置)

第2条 博物館の位置は、加古郡播磨町大中とする。

(業務)

第3条 博物館は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 古代文化に関する実物、模写、模造、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。
- (2) 古代文化に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (3) 博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を県民の利用に供すること。
- (4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 古代文化に関する学術調査及び研究を行うこと。
- (6) 他の博物館、研究機関、遺跡及び考古資料を保存し、管理する団体等と相互に協力及び連携を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業務

2 教育委員会は、博物館の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

(職員)

第4条 博物館に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(観覧料)

第5条 博物館に展示している博物館資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。

- 2 博物館資料を特別に展示している場合における観覧料は、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。
- 3 教育委員会は、博物館資料を特別に展示している場合における観覧料について、前項に規定する額により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該観覧料の額を展示の内容等に応じて定めることができる。

(特別観覧料)

第6条 博物館に展示し、又は保管している博物館資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受け、1点1回につき、2,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額の特別観覧料を納めなければならない。

(入館の拒否)

第7条 教育委員会は、博物館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、入館を拒否することができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれがある者又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する者
- (2) 施設、設備又は展示品を損傷するおそれがあると認められる者

(遵守事項等)

第8条 博物館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示品（教育委員会規則で定める物を除く。以下同じ。）に触れないこと。
- (2) 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで展示品の模写、模造、撮影等を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

- 2 教育委員会は、博物館に入館した者が、前項の規定に違反したとき、又は博物館の管理上必要な指示に従わないときは、その者に対して、退館を命ずることができる。

(施設の利用)

第9条 別表第3に掲げる博物館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の利用の許可を受けた者が博物館の管理上支障がある行為をするおそれがあると認めるとき、又は当該施設を他人に転貸したと認めるときは、同項の利用の許可を取り消し、又は当該施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(原状回復の義務等)

第10条 博物館の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備又は博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(観覧料等の免除)

第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、第5条の観覧料、第6条の特別観覧料及び第9条第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号（博物館資料の展示及び利用に係る部分に限る。）及び第4号、第5条、第6条、第11条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。）、第12条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。）、別表第1並びに別表第2の規定は、同年10月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	観覧料（1人につき）		備考
	個人	団体	
大人	円 200	円 160	1 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。 2 「小人」とは、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 県内に住所を有し、又は県内の学校に在学する小人が利用する場合は、無料とする。
学生	150	120	
小人	100	80	

別表第2（第5条関係）

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
大人	円 2,000	円 1,600	1 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。 2 「小人」とは、中学校、小学校及びこれらに

学 生	1,500	1,200	準ずる学校の生徒及び児童をいう。
小 人	1,000	800	3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 県内に住所を有し、又は県内の学校に在学する小人が利用する場合は、無料とする。

別表第3（第9条関係）

区分	使 用 料		
	開館時刻から12時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで
講 堂	6,000円	8,000円	14,000円

~~~~~  
美術品等取得基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

### 兵庫県条例第25号

#### 美術品等取得基金条例の一部を改正する条例

美術品等取得基金条例（昭和46年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び兵庫県立人と自然の博物館」を「、兵庫県立人と自然の博物館及び兵庫県立考古博物館」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第26号

兵庫県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第21条第6項の規定に基づき、兵庫県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第2条 委員の任期は、法第21条第3項のとおりとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 公安委員会は、委員がその職務の遂行に支障があるとき、又は委員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解任することができる。

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第4条第1項の規定にかかわらず、公安委員会が招集する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(7) 留置施設視察委員会

別表第1に次のように加える。

留置施設視察委員会	委員長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2に次のように加える。

留置施設視察委員会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
--------------	---------------------

~~~~~

兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県条例第27号

兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県警察本部の組織に関する条例(昭和36年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第13号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行する。

~~~~~

兵庫県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第28号

兵庫県職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「12,530人」を「12,660人」に、「11,555人」を「11,685人」に、「21,641人」を「21,771人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第29号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「拡声機」の右に「の使用」を加え、同条中「中欄」を「右欄」に、「、同表右欄に定める測定方法により測定した」を「測定したものとした場合における」に改め、「超える」の右に「こととなる」を加え、「拡声機による」を削り、「発し」を「生じさせ」に改める。

第4条の見出しを「（停止命令等）」に改め、同条中「違反して拡声機による暴騒音を発している」を「違反する行為（以下「違反行為」という。）をしている」に改め、同条に次の1項を加える。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に継続し、又は反復して違反行為をしたときは、その者に対し、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用を停止することその他の違反行為を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5条中「音を発して」を削り、「これらの音」を「これらの拡声機により生じている音」に改め、「拡声機による」を削る。

第6条第1項中「前2条」を「第4条第1項又は前条」に改め、同条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 警察署長は、第4条第2項の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、警察官に拡声機が所在する場所に立ち入り、拡声機その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

第8条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、「命令」の右に「又は同条第2項の規定による警察署長の命令」を加え、同条第2項中「第6条第1項」の右に「又は第2項」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 拡 声 機 の 使 用 方 法 | 測 定 地 点 |
|-----------------|---------|
|-----------------|---------|

|                                     |                                               |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用          | 当該拡声機が所在している土地の区域外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点 |
| 権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用以外の拡声機の使用 | 当該拡声機から10メートル以上離れた地点                          |

## 備考

- 1 測定には、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を使用するものとする。
- 2 測定に使用する騒音計の周波数補正回路はA特性の周波数補正回路を用い、かつ、動特性は速い動特性を用いるものとする。
- 3 音量は、騒音計の指示値の最大値によるものとする。

## 附 則

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

~~~~~

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県条例第30号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の2中「1,120円」を「1,640円」に改め、同項第2号中「写真若しくは緊急照会即時処理用端末装置等」を「写真等」に改め、同項第9号及び第10号を次のように改める。

(9)及び(10) 削除

第2条第1項第12号中「及び取扱い」を削り、同項第15号中「2,500円」を「3,200円」に改め、同項第16号を次のように改める。

(16) 削除

第3条中「第9号、第11号、第16号」を「第11号」に、「作業等」を「作業」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第31号**

**兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表兵庫県立成人病センターの項中「兵庫県立成人病センター」を「兵庫県立がんセンター」に改め、同条第3項の表兵庫県立尼崎病院の項中「神経内科」を「神経内科 呼吸器科」に、「形成外科」を「形成外科 脳神経外科 呼吸器外科」に、「泌尿器科 産婦人科」を「泌尿器科」に改め、同表兵庫県立塚口病院の項中「神経内科 呼吸器科 消化器科」を「心療内科 消化器科 アレルギー科」に、「脳神経外科 皮膚科」を「小児外科 皮膚科 泌尿器科」に改め、同表兵庫県立西宮病院の項中「内科」を「内科 循環器科」に改め、同表兵庫県立成人病センターの項中「兵庫県立成人病センター」を「兵庫県立がんセンター」に改める。

**附 則**

この条例は、平成19年4月1日から施行する。